

更別村地域創造複合施設

指定管理者募集要項

地方自治法第244条の2及び更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の規定により、更別村地域創造複合施設を一括管理運営することができる指定管理者の指定にあたり、施設の管理運営と住民サービスの向上及び経費の節減について創意工夫のある提案を公募する。

1. 指定管理者制度の趣旨

平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を図るため指定管理者制度が導入されました。

この法律の改正により地方公共団体の出資法人や公共的団体に限らず、民間企業や各種法人、その他の団体も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができるようになりました。

2. 施設の名称及び位置

- (1) ア 名 称:更別村地域創造複合施設
- イ 所 在 地:河西郡更別村字更別南1線93番地38
- ウ 設置目的:この複合施設は、人材育成、起業促進及び移住定住促進並びに市街地の活性化及び産業の振興による創造性豊かな地域づくりに資することを目的とする。
- (2) 更別村地域創造複合施設は、下記に掲げる施設によって構成している。
 - 地域創造センター（事務所、ホール、サテライトオフィス）
 - 地域創造センター別棟（サテライトオフィス、ガレージ）
 - 地域交流センター（ホテル、レストラン）
 - 情報発信館（スタジオ）
 - 未来型物産館（マルシェ）
 - 職業体験館（チャレンジショップ）
 - 環境型産業館（アクアポニックス）
 - イベント広場 ※条例改正により令和7年度中の追加を計画しています。詳細は別紙をご覧ください。

3. 管理運営業務の内容

- (1) 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例第5条に規定する業務内容となります。
- (2) 更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条により毎年5月31日までに事業報告書を提出しなければなりません。
なお、必要に応じて業務報告書を提出していただく場合があります。
- (3) 現在の指定管理者が行ったサテライトオフィス等の利用契約及びホテルの宿泊予約につきましては、そのまま引き継ぎ対応するものとします。
- (4) その他、更別村地域創造複合施設仕様書のとおりです。

4. 利用料金制度等の採用

- (1) 更別村地域創造複合施設
更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例第5条に掲げる指定管理者の業務により得た収益が、指定管理者の収入となります。
- (2) その他
使用料については、更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例第11条において、料金の上限額を定めています。
詳細については、更別村地域創造複合施設仕様書のとおりです。

5. 指定期間（予定 議決事項）

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

6. 応募資格

- (1) 北海道内に事務所又は事業所を有する団体であること（法人格の有無は問いません）
- (2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本村における一般競争入札の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなし、自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に該当する者
 - カ 国税及び地方税を滞納している者
- (3) 施設の管理運営能力を有する者

7. 応募書類

(1) 指定申請書（別記第1号様式）

- ①定款及び各種会社規則又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人の場合）
- ②代表者の身分証明書、団体の会則及び構成員名簿（法人以外の団体の場合）
- ③申請資格に関する申立書（別記第2号様式）
- ④全体事業計画書（共通様式第1号）
- ⑤年度別事業計画書（共通様式第2号）
- ⑥人員配置計画書（共通様式第3号）
- ⑦管理を行う公の施設の収支計画書
 - ア 更別村地域創造複合施設（様式第1号の1～3）
- ⑧当該団体の経営状況を説明する書類
 - ア 前事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
 - イ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類
- ⑨納税証明書（法人税・消費税・村税等）

8. 応募受付方法

(1) 受付期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送とする

(4) 提出先

16.「問合せ先」と同じ

(5) 提出部数

提出部数は1部とする。なお、提出書類の規格は、出来合いのパンフレット等を除きすべてA4版タテとする。

9. 日 程

- (1) 応募者説明会
令和7年9月24日（水）午後2時～ 役場3階大会議室
- (2) 応募書類の提出期限
令和7年10月31日（金）まで
- (3) 指定管理候補者の選定（ヒアリング）
令和7年11月下旬を予定
- (4) 指定管理者の決定
令和7年12月上旬を予定（更別村議会の議決により決定）
- (5) その他
質疑については、10月20日（月）までに照会文書を、更別村総務課（財政契約係）へ提出してください。

10. 候補者選定基準

指定管理者の選定は、以下の基準に基づき、申請書類等により指定管理者選定委員会において、指定管理者としての候補者を選定します。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確実に確保できる見込みがあること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

11. 候補者選定結果の通知

選定結果は、申請書類を提出した応募者全員に、文書にて通知します。

12. 指定管理者の決定

選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を更別村議会に提案し、議決後に指定管理者として指定します。指定にあたっては、指定団体に文書で通知するとともに告示します。

13. 協定の締結

指定管理者の議決後に業務協定を締結します。

14.その他

- (1) 申請に係る費用は、応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。
- (2) 申請の撤回及び申請書類の修正は、軽微な修正を除き原則として認められません。
- (3) 必要に応じて、申請者から提出書類の内容について、聴き取り調査を行います。
- (4) 申請書類及び選定結果については、公表する場合があります。

15.配布資料

- (1) 申請に係る様式
- (2) 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例
- (3) 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- (4) 更別村地域創造複合施設の指定管理業務仕様書
- (5) 更別村地域創造複合施設全体図
- (6) 更別村地域創造複合施設平面図
- (7) 令和6年度更別村地域創造複合施設の収支状況
- (8) 貸与備品一覧

16.問合せ先

〒089-1595 河西郡更別村字更別南1線93番地
更別村総務課（財政契約係）＜更別村役場2階＞
電 話：0155-52-2111
FAX：0155-52-2812
メール：soumu@sarabetsu.jp

別紙

イベント広場について

更別村地域創造複合施設の東側にあるイベント広場について、令和7年度中に新たに追加することを計画しています。

【概要】

所在地：更別村字更別南1線93番地4
面積：1,021.82㎡

【現状と指定管理時の想定】

フリースペースとしてどなたでも利用できる場所としており、専有で使いたい場合は申請頂き、使用料を徴収の上許可しております。

なお、現在の専有使用はキッチンカーの出店場所としての許可が多く、令和6年度は8件（個人・団体）の利用がありました。

指定管理に追加した際は上記の利用のほか、指定管理者が実施するイベント等の会場として活用されることも想定しています。

専有使用時の料金は現在「更別村財務規則」に基づき算出していますが、条例改正時に独自の使用料を設定する予定です。

【事業計画について】

提案自体は差し支えありませんが、計画中であることから、審査項目には含めません。